

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………一
- 都市計画事業の認可……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………四
- ………(同)……………四
- 東京港湾計画の変更の概要……………五
- ………(港湾局港湾整備部計画課)……………五
- 政治団体の届出……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………八
- 政治団体の解散の届出……………九

告示(選)

告示

- 資金管理団体の指定の届出……………九
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一〇
- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………二
- ………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………二
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………三
- ………(環境局環境改善部大気保全課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………四
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

東京都告示第千五百十三号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和二年十二月十八日

東京都知事 小池 百合子

図書類

| 指定番号 | 種類 | 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者 | 指定理由 |
|------|----|-----------------------|-----------------------------------|
| 四三二三 | 雑誌 | DAITTO COMI CS BLシリーズ | 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。 |
| | | 愛欲調教 | |
| | | 五五九五八一四九 | |
| | | 株式会社秋水社 | |

東京都告示第千五百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和二年十二月十八日
東京都知事 小池 百合子

東京都告示第千五百十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十二月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の氏名又は名称
独立行政法人都市再生機構及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
- 二 事業施行期間
平成二十五年八月三十日から令和三年三月三十一日まで
- 三 施行地区

- 一 施行者の名称
練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業第八・二・三十五号谷原一丁目農業公園
- 三 事業施行期間
令和二年十二月十八日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分
練馬区谷原一丁目地内
使用の部分
なし

敷地面積 約一九、五〇二平方メートル 増減なし

建築面積 約一、四八九平方メートル 約二、〇四二平方メートル(合計約三、五三〇平方メートル)

延べ面積 約七、一六七平方メートル(合計約七、四五六平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造地上四階ほか

高さ 一五・六五メートル 一五・六五メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第千五百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市中町二丁目五十三番一の一 令和二年十二月七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千五百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

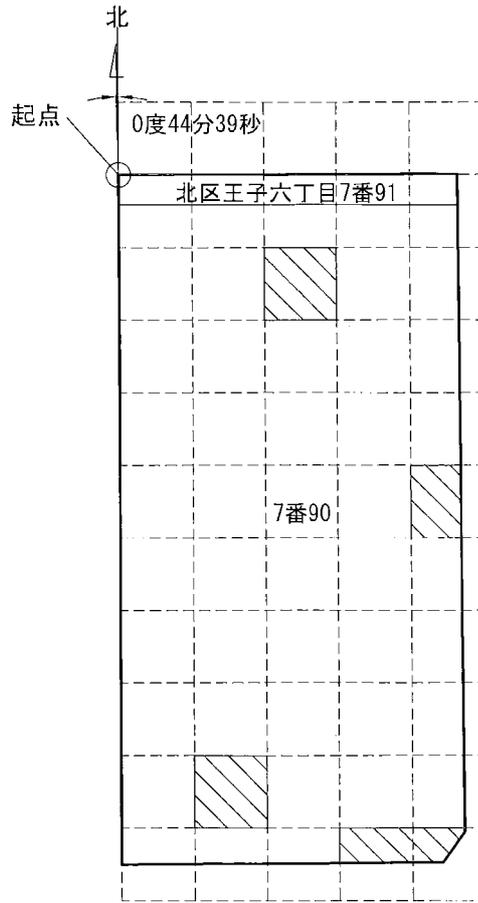
令和二年十二月十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区王子六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は北区王子六丁目7番91の最北端とする。

格子の回転角度 (0度44分39秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百十九号

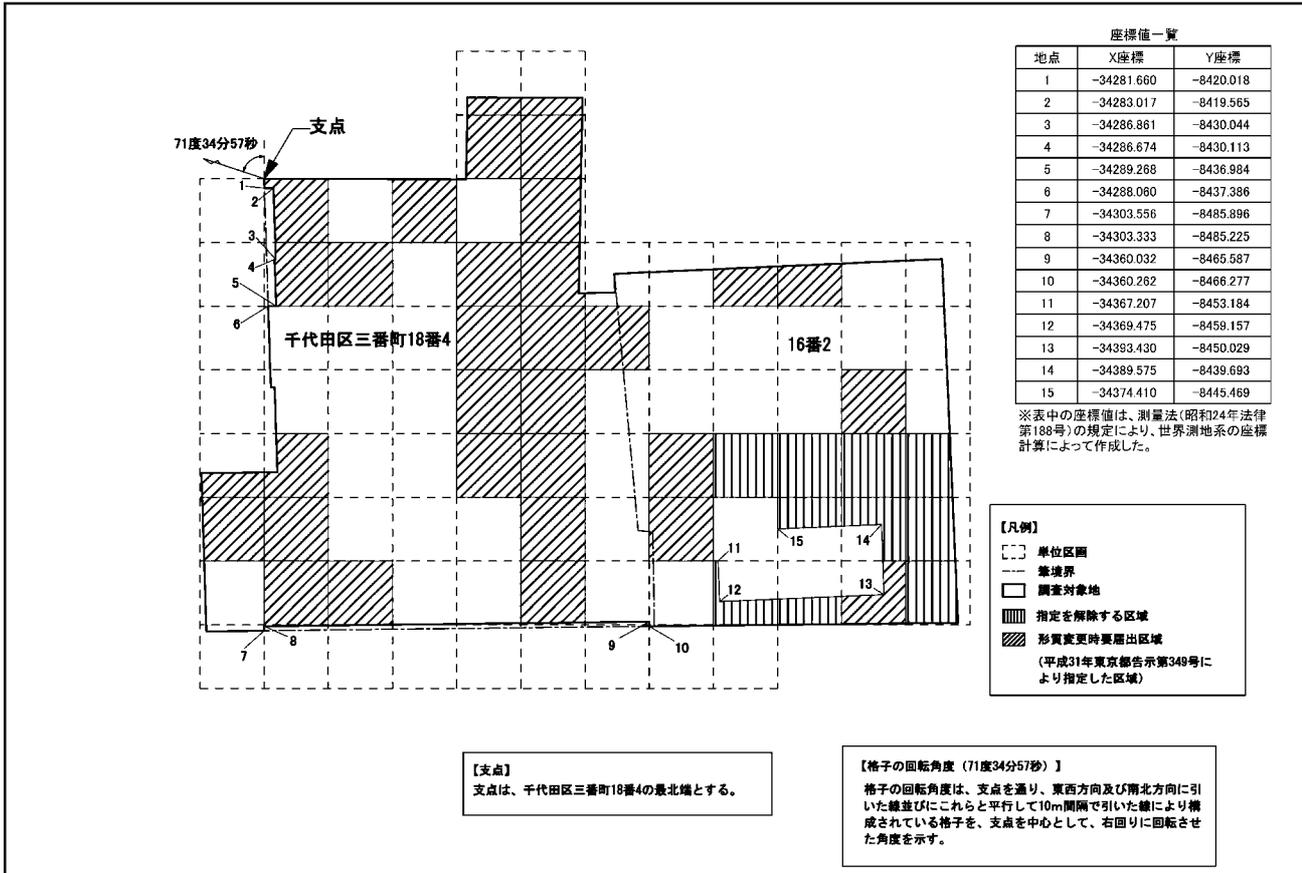
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第三百四十九号により指定した区域の一部及び令和二年東京都告示第千六十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区三番町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施及び土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千五百二十号
 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の第三項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

なお、平成二十六年東京都告示第千六百九十三号によりその概要を告示した東京港港湾計画について変更したものである。

令和二年十二月十八日
 東京港港湾管理者 東京都
 代表者 東京都知事 小池 百合子

一 港湾施設の規模及び配置

(一) 新規計画事項

ア 水域施設計画

| 地区名 | 施設種別 | 水深(メートル) | 面積(ヘクタール) |
|-----|-------|----------|-----------|
| 南部 | 泊地 | 六・五 | 二 |
| 南部 | 航路・泊地 | 六・五 | 六 |

イ 臨港交通施設計画

| 施設種別 | 名称 | 起点 | 終点 | 規模 |
|----------|--------|------|------|-----|
| 道路(臨港道路) | 中防内六号線 | 中防内一 | 中防内五 | 二車線 |

(二) 既設・既定計画の変更事項

ア 公共埠頭計画

| 地区名 | 施設種別 | 水深(メートル) | バース数 | 延長(メートル) |
|-----|------|----------|------|----------|
| 南部 | 岸壁 | 六・五 | 三 | 二八〇 |

二 港湾の環境の整備及び保全

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 港湾環境整備施設計画

地区名 施設種別 面積(ヘクタール)

中部 緑地 三

中央防波堤 緑地 八三

三 土地造成及び土地利用計画

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 土地利用計画

地区名 用途 面積(ヘクタール)

中部 埠頭用地 一四八

港湾関連用地 九三

交流厚生用地 四八

工業用地 二九

都市機能用地 一九四

交通機能用地 一三七

緑地 一一四

中央防波堤 埠頭用地 一四七

港湾関連用地 二二二

工業用地 一七

都市機能用地 一七

交通機能用地 一〇五

緑地 二〇八

廃棄物処理施設用地 四六

海面処分用地 二四五

四 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

東京都港湾局港湾整備部計画課

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六
条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること
とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ
ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和二年十二月十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 公職の種類 (第1号) |
|----------------------|--------|-------|-------------|------------|--------------------------|----------------|
| 日本維新の会衆議院東京都第1選挙区支部 | 小野 泰輔 | 小幡 広宣 | 港区六本木5-16-5 | R2. 11. 16 | ○ | 衆議院議員 |
| 日本維新の会衆議院東京都第17選挙区支部 | 猪口 幸子 | 猪口 幸子 | 葛飾区柴又4-9-16 | R2. 11. 19 | ○ | 衆議院議員 |
| 立憲民主党東京都第11区総支部 | 阿久津 幸彦 | 家藤 義人 | 板橋区大山東町55-7 | R2. 11. 11 | ○ | 衆議院議員 |

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------|--------|--------|---------------|------------|
| うらの治光後援会 | 浦野 治光 | 浦野 明子 | あきる野市草花731-2 | R2. 11. 12 |
| かまた悦子サポーターズクラブ | 鎌田 悦子 | 稲永 壽廣 | 板橋区上板橋3-26-7 | R2. 11. 6 |
| 個別 | 竹林 恵 | 新垣 昌樹 | 日野市百草1283 | R2. 11. 24 |
| 澤田明宏後援会 | 澤田 明宏 | 寛 健佑 | 墨田区石原2-26-8 | R2. 11. 10 |
| 東京都病院政治連盟 | 猪口 正孝 | 内藤 誠二 | 北区西ヶ原2-3-6 | R2. 11. 24 |
| 東京の未来をつくる会 | 澤 雄二 | 雨宮 秀樹 | 新宿区南元町17 | R2. 11. 26 |
| 流れを変える・くにたちの会 | 中村 雅子 | 山田 裕子 | 国立市東2-2-14 | R2. 11. 11 |
| 西東京市の未来をひらいていく会 | 藤井 一男 | 納田 里織 | 西東京市中町6-2-6 | R2. 11. 25 |
| 西山さくら後援会 | 西山 さくら | 西山 さくら | 渋谷区代々木1-47-11 | R2. 11. 9 |
| 平井竜一後援会 | 平井 竜一 | 平井 清子 | 西東京市中町6-2-6 | R2. 11. 25 |

備考 従来、平井竜一後援会は神奈川県選挙管理委員会に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------------------|-------|------------|--------------|--------------|-----------|
| 公明党衆議院小選挙区東京第12総支部 | 太田 昭宏 | 会計責任者の氏名 | 中山 政弘 | 坂本 友明 | R2. 2. 10 |
| 公明党南多摩総支部 | 三階 道雄 | 会計責任者の氏名 | 荒谷 隆見 | 市瀬 寿子 | R2. 11. 2 |
| 国民民主党東京都総支部連合会 | 小林 正夫 | 主たる事務所の所在地 | 千代田区平河町2-5-3 | 台東区雷門1-12-12 | R2. 11. 1 |

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------------|-------|-----------------------|---------------------------------|-------------------|------------|
| 小野たいすけ後援会 | 小野 泰輔 | 主たる事務所の所在地 | 港区六本木5-16-5 | 中央区新川1-28-7 | R2. 10. 26 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | R2. 10. 26 |
| | | 公職の種類(第一号) | 衆議院議員 | | R2. 10. 26 |
| | | 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号) | 小野 泰輔、衆議院議員 | | R2. 10. 26 |
| 幸福実現党東京都本部 | 松島 弘典 | 代表者の氏名 | 松島 弘典 | 藤田 寛子 | R2. 11. 6 |
| | | 会計責任者の氏名 | 松島 弘典 | 藤田 寛子 | R2. 11. 6 |
| 近藤やよい後援会 | 國井 幹雄 | 代表者の氏名 | 國井 幹雄 | 八木澤 秀夫 | R2. 4. 1 |
| 東京都LPガス政治連盟 | 尾崎 義美 | 会計責任者の氏名 | 佐藤 祐司 | 服部 哲男 | R2. 6. 9 |
| 東京都歯科医師連盟日本橋支部 | 横山 建介 | 主たる事務所の所在地 | 中央区日本橋人形町2-1-9 | 中央区日本橋蛸殻町1-34-13 | R2. 11. 19 |
| | | 代表者の氏名 | 横山 建介 | 塙 卓明 | R2. 11. 19 |
| | | 会計責任者の氏名 | 石塚 友則 | 松下 盛男 | R2. 11. 19 |
| 中野義治と歩む会 | 中野 義治 | 代表者の氏名 | 中野 義治 | 中田 昌宏 | R2. 11. 18 |

●東京都選挙管理委員会告示第百六十九号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十二月十八日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百七十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

令和二年十二月十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者 | 解散年月日 |
|-----------------|--------|-----------|
| 立憲民主党東京都第21区総支部 | 大河原 雅子 | R2. 9. 14 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者 | 解散年月日 |
|---------------------|--------|------------|
| 浜田浩一郎と東京都中央区の未来を創る会 | 濱田 浩一郎 | R2. 11. 12 |
| 人を大切にする武蔵野の会 | 高木 一彦 | R2. 11. 26 |

●東京都選挙管理委員会告示第百七十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和二年十二月十八日

東京都選挙管理委員会

| 資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-------|----------------|--------------|------------|
| 浦野 治光 | 市議会議員 | うらの治光後援会 | あきる野市草花731-2 | R2. 11. 12 |
| 鎌田 悦子 | 都議会議員 | かまた悦子サポーターズクラブ | 板橋区上板橋3-26-7 | R2. 11. 5 |
| 中野 義治 | 市議会議員 | 中野義治と歩む会 | あきる野市湊上314-8 | R2. 11. 18 |
| 平井 竜一 | 市長 | 平井竜一後援会 | 西東京市中町6-2-6 | R2. 11. 25 |

●東京都選挙管理委員会告示第百七十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十二月十八日

東京都選挙管理委員会

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|
| 小野 泰輔 | 小野たいすけ後援会 | 公職の種類 | 衆議院議員 | 都知事 | R2. 10. 26 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 港区六本木5-16-5 | 中央区新川1-28-7 | R2. 10. 26 |

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市町村から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都計画法 令和二年十月六日千代田区告示第九十六号

内神田南部地区地区計画

東京都計画法 令和二年十一月十八日港区告示第三百十号

域冷暖房施設 虎ノ門・麻布台地区地域冷暖房施設

東京都計画法 令和二年十一月十八日港区告示第三百十号

品川駅北周辺地区地域冷暖房施設

東京都計画法 令和二年十月二十七日台東区告示第五百八十五号

谷中地区地区計画

東京都計画法 令和二年十一月十一日江東区告示第三百十二号

北砂三・四・五丁目地区地区計画

東京都計画法 令和二年十月二十三日品川区告示第五百二十四号

東五反田二丁目第三地区第一種市街地再開発事業

東京都計画法 令和二年十月六日豊島区告示第二百八十九号

東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業

東京都計画法 令和二年十月六日豊島区告示第二百九十九号

東池袋一丁目地区地区計画

東京都計画法 令和二年十月七日練馬区告示第四百七十三号

放射三十五号線北町地区地区計画

国分寺都市計画地区計画 令和二年九月三十日国分寺市告示第四百九十二号

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画

大島都市計画臨港地区 令和二年十一月二十日大島町告示第十八号

元町港臨港地区

大島都市計画臨港地区 令和二年十一月二十日大島町告示第十八号

岡田港臨港地区

大島都市計画臨港地区 令和二年十一月二十日大島町告示第十八号

波浮港臨港地区

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市町村から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都計画法 令和二年十月二十七日台東区告示第五百八十六号

幹線街路補助線街路第百八十八号線

東京都計画法 令和二年十一月九日大田区告示第九百七十一号

別緑地保全地区 第十九号西嶺町特別緑地保全地区

東京都計画法 令和二年十一月二十五日世田谷区告示第九百十九号

東京都計画法 令和二年十月七日中野区告示第九十八号

| | |
|--|--|
| <p>火地域 東京都市計画高 度地区 東京都市計画生 産緑地地区 東京都市計画道 路 幹線街路補助 線街路第百八 十八号線 東京都市計画特 別用途地区 四号 東京都市計画高 度地区 五号 東京都市計画防 火地域及び準防 火地域 六号 東京都市計画生 産緑地地区 四十一号 東京都市計画防 災街区整備地区 計画 二十一号 足立一・二・ 三・四丁目地 区防災街区整 備地区計画 東京都市計画防 災街区整備地区 計画 二十二号 関原一丁目地 区防災街区整 備地区計画 東京都市計画防 災街区整備地区 計画 二十三号</p> | <p>西新井駅西口 周辺地区防災 街区整備地区 計画 東京都市計画防 災街区整備地区 計画 二十四号 千住仲町地区 防災街区整備 地区計画 東京都市計画防 災街区整備地区 計画 二十五号 千住西地区防 災街区整備地 区計画 東京都市計画生 産緑地地区 四十三号 東京都市計画地 区計画 六十年 瑞江駅西部地 区地区計画 東京都市計画防 災街区整備地区 計画 六十年 松島三丁目地 区防災街区整 備地区計画 東京都市計画第 一種市街地再開 発事業 六十年 平井五丁目駅 前地区第一種 市街地再開発 事業</p> |
| <p>東京都市計画高 度地区 東京都市計画生 産緑地地区 東京都市計画道 路 立鉄中付一都 市高速鉄道東 日本旅客鉄道 中央本線付属 街路第一号線 青梅都市計画生 産緑地地区 二號 小金井都市計画 生産緑地地区 百三十一号 国分寺都市計画 用途地域 八十九号 国分寺都市計画 高度地区 九十号 国分寺都市計画 防火地域及び準 防火地域 九十一号 国立都市計画道 路 三・四・八号 日野駅国立線 大島都市計画用 途地域 号 大島都市計画高 度地区 号 大島都市計画防 火地域及び準防 火地域 一号 八丈都市計画</p> | <p>東京都市計画緑 地 第八十五号古 川緑地 立川都市計画道 路 令和二年九月十八日江戸川区告示第六百 六十号 令和二年十月七日立川市告示第九十六 号 令和二年十一月一日青梅市告示第八十 二號 令和二年十一月十三日小金井市告示第二 百三十一号 令和二年九月三十日国分寺市告示第四百 八十九号 令和二年九月三十日国分寺市告示第四百 九十号 令和二年九月三十日国分寺市告示第四百 九十一号 令和二年十月七日国立市告示第二百四十 号 令和二年十一月二十日大島町告示第十九 号 令和二年十一月二十日大島町告示第二十 号 令和二年十一月二十日大島町告示第二十 号 令和二年九月十一日八丈町告示第四十一</p> |

み焼却場 号

第三号八丈町
クリーンセン
ター

縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北
側)

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定につ
いて

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十
二年東京都条例第二百十五号)第二百二十七条第二項に規定
する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認めら
れる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機
器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二
号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、
同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和二年十二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA A

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

令和二年十一月十一日

別記一

グレードA A

認定番号

G A A 二〇二〇〇一

G A A 二〇二〇〇二

G A A 二〇二〇〇三

G A A 二〇二〇〇四

G A A 二〇二〇〇五

G A A 二〇二〇〇六

G A A 二〇二〇〇七

認定機器の種類

蒸気ボイラー

給湯器

同右

ガスヒートポンプ

同右

同右

代表型式の名称

G C ー 2 0 0 0 A S

F H ー E 2 0 2 2 F A W L ほか二十八型式

F H ー E 2 4 2 2 F A W L ほか二十四型式

U ー G F H 4 5 0 U 1 D ほか二型式

U ー G F H 5 6 0 U 1 D ほか五型式

G X U A P 4 5 0 G ほか七型式

G X U A P 7 1 0 G ほか七型式

申請者の氏名又は名称

三浦工業株式会社

株式会社パロマ

同右

パナソニック株式会社

同右

ダイキン工業株式会社

同右

別記二

グレードA

認定番号

G A X 二〇二〇〇一

G A X 二〇二〇〇二

G A X 二〇二〇〇三

G A X 二〇二〇〇四

G A X 二〇二〇〇五

G A X 二〇二〇〇六

G A X 二〇二〇〇七

G A X 二〇二〇〇八

G A X 二〇二〇〇九

認定機器の種類

蒸気ボイラー

同右

温水発生機

同右

ガスヒートポンプ

同右

同右

同右

代表型式の名称

S U ー 1 2 0 ほか一型式

S U ー 1 6 0 ほか一型式

G S A N ー 2 0 1 B N X ほか四型式

G S A N ー 2 5 1 B N X ほか四型式

G S A N ー 3 0 1 B N X ほか四型式

U ー G F H 7 1 0 U 1 D ほか二型式

U ー G F H 8 5 0 U 1 D ほか二型式

G X U A P 5 6 0 G ほか七型式

G X U A P 8 5 0 G ほか七型式

申請者の氏名又は名称

三浦工業株式会社

同右

株式会社日本サーモエナー

同右

同右

パナソニック株式会社

同右

ダイキン工業株式会社

同右

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十二月十八日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 日本橋高島屋S.C. (本館・新館・東館)

イ 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社高島屋ほか三名

(二)ア 店舗名 渋谷ヒカリエ

イ 店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十一番一号

ウ 設置者名 東急株式会社

(三)ア 店舗名 LABI新宿西口館

イ 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目十八番八号

ウ 設置者名 株式会社ヤマダ電機

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和二年十二月三日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

五 縦覧時間

令和二年十二月十八日から令和三年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

